

指名業者選定基準

1. 選定の判断基準

以下に掲げる各事項を選定基準とする

- (1) 経営規模等評価及び総合評定値（建築一式）が 1500 点以上あること
- (2) 過去に保育園、幼稚園の施工実績があること
- (3) 東京都に本社または支社を設置していること